

# 自動車NOx・PM法の改正 について

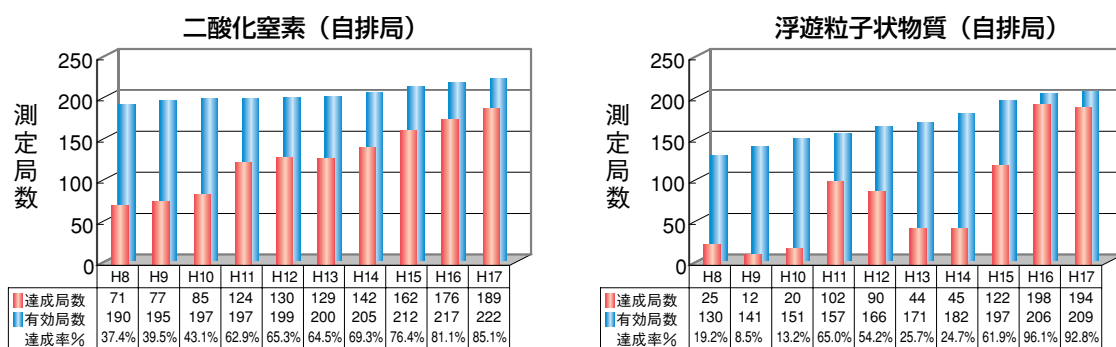


# 1

## 『自動車NOx・PM法』改正の背景

自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号。以下「自動車NOx・PM法」といいます。）は、窒素酸化物や粒子状物質による大気汚染が著しい都市部での大気環境の改善を目指すものです。これまで、首都圏、愛知・三重圏、大阪・兵庫圏にある市区町村を窒素酸化物対策地域及び粒子状物質対策地域（以下「対策地域」といいます。）※に指定し、自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質（以下「自動車排出窒素酸化物等」といいます。）の排出総量の削減に取り組んできました。このため、大都市地域における自動車交通に起因する窒素酸化物及び粒子状物質による大気環境は、改善傾向にあります。

### ◆自動車NOx・PM法の対策地域における二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の環境基準達成率の推移



しかしながら、大都市地域内の一部の地区においては、自動車交通の集中等により、大気環境の改善が阻害されており、長期間にわたり二酸化窒素及び浮遊粒子状物質に係る大気環境基準が達成されていない状況にあります。また、このような地区における大気汚染の一因として、対策地域の外から対策地域の中に流入する自動車からの影響も指摘されています。そこで、この度自動車NOx・PM法を改正し、局地汚染対策及び流入車対策を講ずることとしました。

### ※対策地域



#### 首都圏対策地域

埼玉県  
(51市区町)

さいたま市、川越市、熊谷市（旧妻沼町、旧江南町を除く）、川口市、行田市、所沢市、加須市、本庄市（旧児玉町を除く）、東松山市、春日部市、狭山市、羽生市、鴻巣市、深谷市、上尾市、草加市、越谷市、蕨市、戸田市、入間市、鳩ヶ谷市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、桶川市、久喜市、北本市、八潮市、富士見市、三郷市、蓮田市、坂戸市、幸手市、鶴ヶ島市、日高市、吉川市、ふじみ野市、伊奈町、三芳町、川島町、吉見町、上里町、騎西町、宮代町、白岡町、草浦町、栗橋町、鷲宮町、杉戸町、松伏町

千葉県(16市) 千葉市、市川市、船橋市、松戸市、野田市、佐倉市、習志野市、柏市、市原市、流山市、八千代市、我孫子市、鎌ヶ谷市、浦安市、四街道市、白井市

東京都(51市区町) 特別区(23区)、八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、青梅市、府中市、昭島市、調布市、町田市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、国立市、福生市、狛江市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市、多摩市、稲城市、羽村市、あきる野市、西東京市、瑞穂町、日の出町

神奈川県(25市区町) 横浜市、川崎市、横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、逗子市、相模原市（旧津久井町、旧相模湖町、旧藤野町を除く）、三浦市、秦野市、厚木市、大和市、伊勢原市、海老名市、座間市、綾瀬市、葉山町、寒川町、大磯町、二宮町、中井町、大井町、愛川町



#### 愛知・三重圏対策地域

愛知県  
(53市区町村)

名古屋市、豊橋市、岡崎市（旧額田町を除く）、一宮市、瀬戸市、半田市、春日井市、豊川市（旧一宮町を除く）、津島市、碧南市、刈谷市、豊田市（旧藤岡町、旧小原村、旧足助町、旧下山村、旧旭町及び旧稲武町を除く）、安城市、西尾市、蒲郡市、犬山市、常滑市、江南市、小牧市、稲沢市（旧祖父江町を除く）、東海市、大府市、知多市、知立市、尾張旭市、高浜市、岩倉市、豊明市、日進市、愛西市（旧立田村及び旧八開村を除く）、清須市、北名古屋市、弥富市、東郷町、長久手町、豊山町、春日町、大口町、扶桑町、七宝町、美和町、甚目寺町、大治町、蟹江町、飛鳥村、阿久比町、東浦町、武豊町、幸田町、三好町、音羽町、小坂井町、御津町

三重県(6市区町) 四日市市、桑名市（旧多度町を除く）、鈴鹿市、木曾岬町、朝日町、川越町



#### 大阪・兵庫圏対策地域

大阪府  
(37市区町)

大阪市、堺市、岸和田市、豊中市、池田市、吹田市、泉大津市、高槻市、貝塚市、守口市、枚方市、茨木市、八尾市、泉佐野市、富田林市、寝屋川市、河内長野市、松原市、大東市、和泉市、箕面市、柏原市、羽曳野市、門真市、摂津市、高石市、藤井寺市、東大阪市、泉南市、四条畷市、交野市、大阪狭山市、阪南市、島本町、忠岡町、熊取町、田尻町

兵庫県(13市区町) 神戸市、姫路市（旧家島町、旧夢前町、旧香寺町、旧安富町を除く）、尼崎市、明石市、西宮市、芦屋市、伊丹市、加古川市、宝塚市、高砂市、川西市、播磨町、太子町

※平成19年10月現在の行政区画により表示された区域です。市町村合併があった場合でも区域に変更はありません。



# 2

## 『自動車NOx・PM法』の一部を改正する法律の概要

局地汚染対策及び流入車対策を内容とする自動車NOx・PM法の一部を改正する法律（平成19年法律第50号）が平成20年1月1日に施行されます。

### 1

#### 局地汚染対策

##### (1) 重点対策地区の指定

- 都道府県知事は、対策地域内で大気汚染が特に著しく、当該地区の実情に応じた局地汚染対策を計画的に実施する必要がある地区を、重点対策地区として対策地域内に指定。

##### (2) 重点対策計画の策定

- 都道府県知事は、指定した重点対策地区に関する重点対策計画を策定し、当該重点対策地区における自動車排出窒素酸化物等による大気汚染の防止を図るための局地汚染対策を重点的に実施。

##### (3) 特定建物の新設に関する措置

- 重点対策地区内に新たな交通需要を生じさせる建物を新設する者は、当該重点対策地区に関して策定された重点対策計画を踏まえ、自動車排出窒素酸化物等の排出抑制のための配慮事項等を届け出て適正な配慮を実施。

### 2

#### 流入車対策

##### (1) 指定地区・周辺地域の指定

- 環境大臣は、重点対策地区のうち流入車対策を推進することが必要な地区を指定地区として指定。
- 環境大臣及び事業所管大臣は、対策地域の周辺の地域であって、その地域内に使用の本拠の位置を有する自動車指定地区内に相当程度流入している地域を周辺地域として指定。

##### (2) 周辺地域内自動車に関する措置

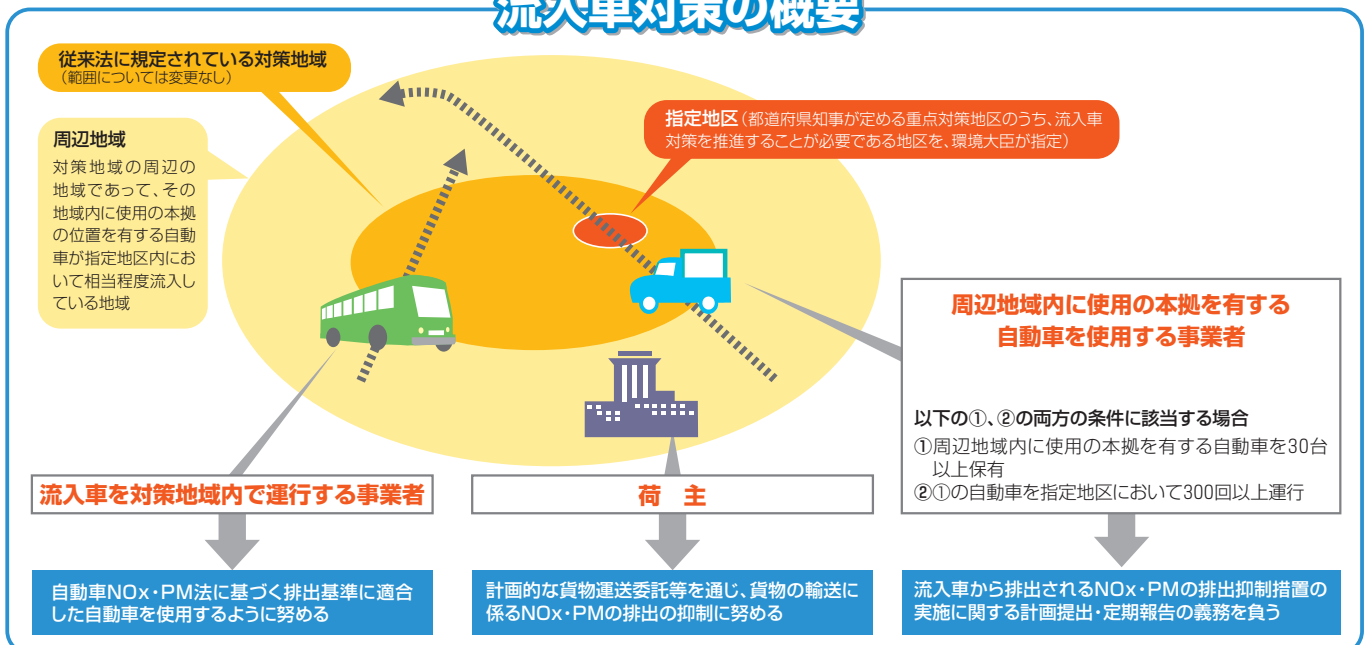
###### ① 周辺地域内事業者による計画作成等

- 周辺地域内に使用の本拠の位置を有する自動車（以下「周辺地域内自動車」という。）を使用する一定の事業者（以下「周辺地域内事業者」という。）は、自動車排出窒素酸化物等の排出抑制措置の実施に関する計画を作成・提出し、定期の報告を実施。

###### ② 事業者の努力義務

- 周辺地域内自動車を対策地域内において運行する事業者及びこのような事業者に輸送を行わせる事業者は、自動車排出窒素酸化物等の排出の抑制に努力。

### 流入車対策の概要





# 3

## 特定建物の新設に関する措置

改正自動車NOx・PM法では、重点対策地区内に交通需要を生じさせる程度の大きい用途で一定規模以上の建物（以下「特定建物」といいます。）の設置者について自動車排出窒素酸化物等の排出の抑制に配慮してその建物を維持・運営していただくため、特定建物の設置者に、新設に関する届出等の義務が課されました。

### Q1

#### 義務対象となる特定建物の設置者とはだれですか？

まず、新設しようとしている建物の用途を確認してください。政令で定められる自動車の交通需要を生じさせる程度の大きい用途（以下「特定用途」といいます。※1、※2）に該当する場合は、その用途に供する部分の延べ面積の合計を把握してください。この延べ面積の合計が重点対策地区ごとに都道府県の条例で定める規模以上である場合には、当該建物は特定建物に該当し、新設に関する届出等の義務が課されます。

### Q2

#### 特定建物の設置者は何をすればいいですか？

##### 新設に関する届出

重点対策地区内に特定建物を新設する場合には、設置者（※3）は、あらかじめ、以下の事項等について、関係書類とともに、都道府県知事に届け出なければなりません（※4）。

- ・ 特定建物の新設日
- ・ 特定建物の用途
- ・ 特定建物の特定用途に供する部分の延べ面積の合計
- ・ 特定建物の駐車施設の配置に関する事項
- ・ 特定建物における事業活動に伴う自動車排出窒素酸化物等の排出量の予測
- ・ 特定建物における事業活動に伴う自動車排出窒素酸化物等の排出の抑制のための配慮事項

なお、都道府県知事は届出の配慮事項等が適切なものであることを確認する必要があるため、届出の日から8ヶ月間は特定建物における事業活動の開始が制限されます。

また、特定建物の設置者は、事業活動に伴う自動車排出窒素酸化物等の排出の抑制について適正な配慮をして特定建物を維持・管理していただきます。特定建物において事業を行う者についても、設置者の配慮に協力していただきます。

### Q3

#### 届出事項の「自動車排出窒素酸化物等の排出の抑制のための配慮事項」にはどのような例が考えられますか？

自動車排出窒素酸化物等の排出のための配慮については、建物の用途や自動車の使用形態に応じて取り組んでいただくこととなりますが、例えば、建物の利用者に対するアイドリング・ストップや公共交通機関の利用の呼びかけ、駐車施設内の経路案内の充実、直通バスの運行等自家用自動車以外の交通手段の確保等の措置が考えられます。

### Q4

#### 義務を履行しなかった場合どうなりますか？

重点対策地区内に特定建物を新設するにもかかわらず届出をしなかった場合や、関係書類を添付しなかった場合、変更の届出をしなかった場合等は、20万円以下の罰金が科されます。

※1 特定用途については、自動車NOx・PM法施行令（平成4年政令第365号）第6条を参照してください。

※2 大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）に基づく届出の対象となっている大規模小売店舗については、改正自動車NOx・PM法の届出の対象からは除かれています。

※3 特定建物の設置者とは、所有者をいいます。

※4 届出の様式については、自動車NOx・PM法施行規則（平成4年総理府令第53号）を参照してください。



# 4-1 周辺地域内自動車に関する措置

周辺地域内事業者による  
計画作成等

改正自動車NO<sub>x</sub>・PM法では、周辺地域内自動車についても自動車排出窒素酸化物等の排出の抑制に取り組んでいただくこととなり、周辺地域内事業者に、計画作成等の義務が課されました。

## Q1 義務対象となる周辺地域内事業者とはだれですか？

まず、周辺地域内自動車の保有台数を把握してください。周辺地域内自動車を一都道府県内で30台以上保有している場合には、これらの周辺地域内自動車指定地区を1年間に運行している回数を把握してください(※1)。この運行回数が合計300回以上である場合には、周辺地域内事業者該当し、計画作成等の義務が課されます。

## Q2 周辺地域内事業者は何をすればいいですか？

### ① 計画の作成・提出

1年から5年程度の計画期間ごとに、事業所管大臣が事業者の判断の基準となるべき事項として定めた以下の措置等について計画を作成し、指定地区をその区域に含む都道府県の知事に提出していただきます(※2、※3)。

- ・ 指定地区内において運行する周辺地域内自動車の低公害車等への代替
- ・ 指定地区内において運行する周辺地域内自動車の排出ガス低減装置の装着
- ・ 周辺地域内自動車に係る指定地区内における適正運転の実施等
- ・ 周辺地域内自動車の指定地区における走行量の削減のための措置

### ② 定期の報告

年に1回毎年6月30日までに、指定地区をその区域に含む都道府県の知事に、計画した措置の実施状況等について報告していただきます。

## Q3 届出事項である「走行量の削減のための措置」にはどのような例が考えられますか？

例えば、他事業者との共同輸配送の実施や過度のジャスト・イン・タイムサービスの改善等による車両の有効利用、自家用貨物車から営業用貨物車への転換、モーダルシフトの推進等が考えられます。

## Q4 義務を履行しなかった場合はどうなりますか？

周辺地域内事業者該当するにもかかわらず計画を提出しなかった場合や、定期の報告をしなかった場合等は、20万円以下の罰金が科されます。

※1 周辺地域内自動車が指定地区内に入っ  
て出るときに1回と数えます。

※2 道路運送法(昭和26年法律第183号)の  
規定による自動車運送事業者及び貨物  
利用運送事業法(平成元年法律第82号)  
の規定による第二種貨物利用運送事業を  
経営する者については、計画の提出及び  
報告は、周辺地域内自動車の使用の本拠  
の位置を管轄する地方運輸局長に行っ  
ていただきます。

※3 計画の作成等については、事業者単位です。



# 流入車対策に関する手続の流れ

都道府県

A地区を重点対策地区として指定 (第15条第1項・第17条第1項)

A地区を指定地区として指定することを  
環境大臣に対して申出 (第36条第4項)

環境省

A地区を指定地区として指定することについて検討

事業所管大臣との協議  
(第36条第5項)

A地区を指定地区として指定 (第36条第3項)

環境省等

対策地域の周辺の地域のうち、A指定地区に  
相当程度の流入車を発生させている地域を特定

周辺地域を指定 (第36条第2項)

周辺地域内の事業者への周知

事業者

- ・ 周辺地域内自動車の保有台数の把握
- ・ 30台以上保有した時から指定地区における  
運行回数のカウントを開始  
(第36条第1項第1号・第2号)

周辺地域内事業者による都道府県知事に対する  
計画の提出・定期の報告 (第36条第1項及び第37条)

都道府県

事業者に対する指導及び助言、勧告及び公表、  
報告徴収及び立入検査 (第38条、第39条及び第41条第3・4項)



# 4-2 周辺地域内自動車に関する措置 | 事業者の努力義務

改正自動車NOx・PM法では、事業者には、周辺地域内自動車による自動車排出窒素酸化物等の排出の抑制に関する努力義務が課されました。

## Q1 努力義務の対象となる事業者とはだれですか？

### (1) 自動車を使用する事業者

まず、周辺地域内自動車の保有の有無を確認してください。周辺地域内自動車を保有している場合には、これらの周辺地域内自動車を対策地域内において運行しているかを把握してください。周辺地域内自動車を対策地域内において運行する事業者は、その保有台数や運行回数にかかわらず、努力義務の対象となります。

### (2) 運送事業者に貨物の運送を継続して行わせる事業者

運送事業者に対策地域内において周辺地域内自動車を使用した貨物の運送を継続して行わせているかを確認してください。行わせている場合には、運送事業者との契約件数にかかわらず、努力義務の対象となります。

## Q2 努力義務対象者は何をすればいいですか？

### (1) 自動車を使用する事業者の場合

事業者は、周辺地域内自動車を対策地域内において運行する場合には、自動車NOx・PM法で対策地域内の自動車に関して定められている窒素酸化物排出基準及び粒子状物質排出基準（以下「排出基準」といいます。）※に適合する自動車を使用するよう努めていただきます。

### (2) 運送事業者に貨物の運送を継続して行わせる事業者の場合

事業者は、事業所管大臣が定める事業者の判断基準となるべき事項に留意して、運送事業者が使用する周辺地域内自動車の積載効率及び輸送効率の向上等の措置に取り組むことにより、貨物の運送に係る自動車排出窒素酸化物等の排出の抑制に資するよう努めていただきます。

### ※排出基準

<b>ディーゼル乗用車</b>		NOx : 0.48g/km (昭和53年規制ガソリン車並) PM : 0.055g/km
<b>バス・トラック等(ディーゼル車、ガソリン車、LPG車)</b>		
車 両 総 重 量 区 分	1.7t以下	NOx : 0.48g/km (昭和63年規制ガソリン車並) PM : 0.055g/km
	1.7t超2.5t以下	NOx : 0.63g/km (平成6年規制ガソリン車並) PM : 0.06g/km
	2.5t超3.5t以下	NOx : 5.9g/kWh (平成7年規制ガソリン車並) PM : 0.175g/kWh
	3.5t超	NOx : 5.9g/kWh (平成10年、平成11年規制ディーゼル車並) PM : 0.49g/kWh (平成10年、平成11年規制ディーゼル車並)

排出基準に適合している自動車を見分けるための

**「自動車NOx・PM法 適合車ステッカー」**

平成19年12月

## お問い合わせ先

環境省 水・大気環境局自動車環境対策課

**住所** 〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2  
**電話** 03-3581-3351 (代表)  
**Email** kanri-jidosha@env.go.jp  
**ホームページ** <http://www.env.go.jp/air/car/noxpm.html>

本パンフレットについては環境省ホームページからダウンロードできますので、ご活用ください。  
アドレスは

[http://www.env.go.jp/air/car/pamph\\_kaiseihou/index.html](http://www.env.go.jp/air/car/pamph_kaiseihou/index.html)